

株式会社南海

御中

重要事項に係る調査報告書

発行No. 1242 - 1

マンション名 住戸番号	アルカンシエル練馬		棟 604号室
所在地	東京都練馬区練馬1-6-12		
修繕積立金総額 2018年10月31日現在	6,739,019 円		
管理費等 固定請求月額 (売却依頼主負担額) 27,030 円	管理費 修繕積立金(収入)	13,900 円 13,130 円	
2019年12月23日現在			
売却依頼主滞納額 0 円			
延滞損害金 0 円			
2019年12月23日現在 (2019年12月分迄)			

その他事項

- 管理組合借入金（施行規則第16条の2第5号関係） 有り
住宅金融支援機構11,047,624円（2018年10月31日現在）
- 管理組合全体の滞納 有り
修繕積立金:448,000円/管理費等:489,600円（2018年10月31日現在）
- 管理費等改定予定 今のところ予定ありません。
- 大規模修繕計画 今のところ予定ありません。
- 駐車場の有・無・空き・金額 駐車場施設 無し バイク置場施設 有り 月額2,000円
- 駐輪場の有・無・金額 自転車置場施設 有り 上段300円、下段400円
- 管理形態 全部委託 管理業務形態 巡回
- 管理費支払日 当月分を毎月6日 基本的には組合指定の口座振替
- 専有部分の用途及び利用制限の内容 住居・事務所（管理規約参照） 店舗部分:店舗
- 備考 アスベスト・耐震診断調査予定無し。 インターネット:NTTBフレッツ CATV:J-COM東京
専有部の修繕工事:（管理規約別表第4参照） 禁止事項:穴開け、増設等
理事会承認事項:床張り替え、水廻り設備交換等 ※民泊禁止
ペット飼育:可（体長50cm・体重10kg以下の犬・猫、小動物1戸につき2匹以内）届出要

宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2、同法施行規則第16条の2の定め、昭和63年建設省経動第89号、平成4年建設省経動発第106号・住管発第5号、平成8年建設省経動発第23号による、当該マンションの取引に係る重要事項等については、以上の通りです。

なお、建物の区分所有者等に関する法律第33条第2項、第66条の規定により、当該マンションの利害関係人は規約等の閲覧請求権があることを申し添えます。

登録番号 国土交通大臣 (4) 第031452号
169-0051

住所 東京都新宿区西早稲田2-21-12

管理会社 株式会社エヌティーコーポレーション
電話番号 03-3208-8020
作成者 管理部 守田 博行



2019年12月23日

株式会社南海

御中

重要事項に係る調査報告書

発行No. 1242 - 2

マンション名 住戸番号

アルカンシエル練馬

棟 604号室

●主な工事実績

- 平成17年05月 増圧給水ポンプ 部品交換
平成21年02月 ガス感知器及び消防設備改修工事
平成22年01月 屋上防水補修工事
平成23年07月 増圧給水ポンプユニット工事
平成24年03月 防犯カメラ設置工事
平成24年10月 ポミ置場扉交換工事
平成26年12月 増圧給水ポンプユニット交換工事
平成28年6月 大規模修繕工事

アルカンシェル練馬管理規約集(案)

管 理 規 約
使 用 細 則
自転車置場使用細則
宅配ボックス使用細則
ペット使用細則
管理委託契約書（案）
バイク置場使用細則（H18.1.21追加）

アルカンシェル練馬管理組合

目 次

アルカンシェル練馬管理規約集

第1章 総 則	
第1条 (目的)	1
第2条 (定義)	1
第3条 (規約の遵守義務)	1
第4条 (対象物件の範囲)	1
第5条 (規約の効力)	1
第6条 (管理組合)	1
第2章 専有部分等の範囲	
第7条 (専有部分の範囲)	2
第8条 (共用部分の範囲)	2
第3章 敷地及び共用部分等の共有	
第9条 (共有)	2
第10条 (共有持分)	2
第11条 (分割請求及び単独処分禁止)	2
第4章 用 法	
第12条 (専有部分の用途)	2
第13条 (敷地及び共用部分等の用法)	3
第14条 (バルコニー等の専用使用権)	3
第15条 (自転車置場の使用)	3
第16条 (敷地及び共用部分等の第三者の使用)	3
第17条 (専有部分の修繕等)	3
第18条 (使用細則)	4
第19条 (専有部分の貸与)	4
第20条 (付属規程)	4
第5章 管 理	
第1節 総 則	
第21条 (区分所有者の責務)	5
第22条 (敷地及び共用部分等の管理)	5
第23条 (必要箇所への立入り)	5
第24条 (損害保険)	5
第2節 費用の負担	
第25条 (管理費等)	5
第26条 (承継人に対する債権の行使)	6
第27条 (管理費)	6
第28条 (修繕積立金)	6
第29条 (使用料)	6
第6章 管理組合	

第 6 3 条（義務違反者に対する措置）	13
第 6 4 条（理事長の勧告及び指示等）	14
第 6 5 条（合意管轄裁判所）	14
第 6 6 条（行政機関及び近隣住民との協定の遵守）	14
第 6 7 条（規約外事項）	14
第 6 8 条（規約原本）	14
附 則	
第 1 条（規約の発効）	15
第 2 条（管理組合の成立）	15
第 3 条（初代役員）	15
第 4 条（初年度の会計期間の特則）	15
第 5 条（管理準備金、修繕積立金基金）	15
第 6 条（売主の管理費等の負担）	15
第 7 条（経過措置）	15
第 8 条（容認事項）	16
 アルカンシエル練馬使用細則	28
アルカンシエル練馬会計細則	32
アルカンシエル練馬自転車置場使用細則	38
アルカンシエル練馬宅配ボックス使用細則	43
アルカンシエル練馬ペット使用細則	45
アルカンシエル練馬管理委託契約書（案）	51

3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。

第2章 専有部分等の範囲

(専有部分の範囲)

第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、次のとおりとする。

- 一 住戸番号を付した住戸又は事務所（以下「住戸部分」という。）
- 二 店舗番号を付した店舗 （以下「店舗部分」という。）

2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。

- 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。
- 二 玄関扉は、錠及び内部塗装部分を専有部分とする。
- 三 窓枠及び窓ガラスは、専有部分に含まれないものとする。

3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。

(共用部分の範囲)

第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第1に掲げるとおりとする。

第3章 敷地及び共用部分等の共有

(共有)

第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。

(共有部分)

第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第3に掲げるとおりとする。

(分割請求及び単独処分の禁止)

第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。

2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共用持分とを分離して譲渡、貸与、抵当権の設定等の処分をしてはならない。

第4章 用 法

(専有部分の用途)

第12条 住戸部分の区分所有者は、その専有部分を専ら住居又は事務所として使用するものとし、又、店舗部分の区分所有者は、その専有部分を専ら店舗として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 店舗部分の区分所有者及び占有者、若しくは住戸部分の区分所有者及び占有者が、専有部分を事務所として使用する場合は、その業務内容を所定の書面により、管理組合に届出をしなければならない。又当該店舗及び事務所は公序良俗に反する物品等の販売・斡旋、もしくはそれらの行為の機会の提供を業とする用途、風俗営業（キャバレー・ダンスホール・ナイトクラブ等の遊技場、消費者金融業、政治団体、宗教団体、暴力団体及び危険物・汚物を取り扱う営業、悪臭・騒音・煤煙を発する物品を取り扱

- 4 理事長は、第1項の規定による申請について、承認しようとするとき、又は不承認としようとするときは、理事会（第50条に定める理事会をいう。以下同じ。）の決議を経なければならない。
- 5 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。
- 6 理事長又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立ち入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

（使用細則）

第18条 本物件の使用については、別に各使用細則を定めるものとする。

（専有部分の貸与）

第19条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び各使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。

2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び各使用細則に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び各使用細則に定める事項を遵守する旨の契約書を管理組合に提出させなければならない。

3 管理規約で定めた管理者又は、管理組合より管理を受託したものは、管理室及び管理用倉庫等管理に必要な場所、設備、備品等を無償使用できること。

（附属規程）

第20条 対象物件の使用については、別に附属規程（使用細則、会計細則、、自転車置場使用細則、宅配ボックス使用細則、ペット飼育細則を含む。）を定めるものとする。

2 区分所有者又は占有者が専有部分内で飼育できるペットは以下の通りとし、下記各号に定める以外のペットを飼育してはならない。

- 一 猫、小型犬（ただし、JR等公共機関等への持込みが許可される容器に入り、かつ成長時の体長が50cm以内で体重が10kg以内の猫又は犬とし、専有部分1戸に2匹以内とする。）
 - 二 観賞用の小鳥、魚類（ただし、小鳥は1住戸につき2籠までとする。）
 - 三 盲導犬、聴導犬、介助犬等
 - 四 猛禽類、爬虫類、猛獣の類を除く小動物（専有部分1戸につき2匹以内とする。）
- 3 区分所有者又は占有者は前項第二号を除く各号に定めるペットを飼育しようとする場合は、第1項の規程によるペット飼育細則を誠実に遵守しなければならない。
- 4 前項における区分所有者又は占有者は、理事長にあらかじめ書面により届け出なければならない。
- 5 第2項にかかわらず、管理組合からペット飼育禁止の勧告及び指示を受けた区分所有者又は占有者は、一切ペットを飼育できない。

(承継人に対する債権の行使)

第26条 管理組合が管理費等について有する債権は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても行うことができる。

(管理費)

第27条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。

- 一 管理人入件費
- 二 公租公課
- 三 共用設備の保守維持費及び運転費（近隣電波障害対策用設備がある場合はこれを含む。）
- 四 備品費、通信費その他の事務費
- 五 共用部分等に係る火災保険料その他の損害保険料
- 六 経常的な補修費
- 七 清掃費、消毒費及びごみ処理費
- 八 管理委託費
- 九 管理組合の運営に要する費用
- 十 その他敷地及び共用部分等の通常の管理に要する費用

(修繕積立金)

第28条 管理組合は、特別修繕費を修繕積立金として積み立てるものとする。

- 2 修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。
 - 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の理由により必要となる修繕
 - 三 敷地及び共用部分等の変更
 - 四 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
- 3 管理組合は、前項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもつてその償還に充てることができる。
- 4 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。

(使用料)

第29条 敷地及び共用部分等に係る使用料（以下「使用料」という。）は、管理費に充当する。

第6章 管理組合

第1節 組合員

(組合員の資格)

第30条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなつたときに喪失する。

(役員の任期)

- 第35条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 任期の満了又は辞任によって退任する役員は、後任の役員が就任するまでの間引き続きその職務を行う。
 - 4 役員が組合員でなくなった場合には、その役員はその地位を失う。

(役員の誠実義務等)

- 第36条 役員は、法令、規約及び各使用細則並びに総会及び理事会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。
- 2 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に応ずる必要経費の支払と報酬を受けることができる。

(理事長)

第37条 理事長は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

- 一 規約、各使用細則等又は総会若しくは理事会の決議により、理事長の職務として定められた事項
 - 二 理事会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること。
- 2 理事長は、区分所有法に定める管理者とする。
 - 3 理事長は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。
 - 4 理事長は、理事会の承認を受けて、他の理事に、その職務の一部を委任することができる。

(副理事長)

第38条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

(理事)

第39条 理事は、理事会を構成し、理事会の定めるところに従い、管理組合の業務を担当する。

- 2 会計担当理事は、管理費等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行う。

(監事)

第40条 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

- 2 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を召集することができる。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第4節 総 会

(総会)

第41条 管理組合の総会は、組合員で組織する。

- 2 住戸 1 戸若しくは店舗一戸につき 2 以上の組合員が存在する場合のこれらの者の議決権の行使については、あわせて一の組合員とみなす。
- 3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者 1 名を選任し、その者の氏名をあらかじめ総会開会までに理事長に届け出なければならない。
- 4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、その組合員と同居する者、他の組合員若しくはその組合員と同居する者、その組合員の住戸若しくは店舗を借り受けた者又は組合員が法人の場合においては、その役員若しくは従業員でなければならない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。

(総会の会議及び議事)

第 46 条 総会の会議は、前条第 1 項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。

- 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決し、可否同数の場合には、議長の決するところによる。
- 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の 4 分の 3 以上及び議決権総数の 4 分の 3 以上で決する。
 - 一 規約の変更(但し、管理費等の変更は除く)
 - 二 敷地及び共用部分等の変更 (改良を目的とし、かつ、著しく多額の費用を要しないものを除く。)
 - 三 区分所有法第 58 条第 1 項、第 59 条第 1 項又は第 60 条第 1 項の訴えの提起
 - 四 建物の価格の 2 分の 1 を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
 - 五 その他総会において本項の方法により議決することとした事項
- 4 区分所有法第 62 条第 1 項の建替え決議は、第 2 項にかかわらず、組合員総数の 5 分の 4 以上及び議決権総数の 5 分の 4 以上で行う。
- 5 前 4 項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。
- 6 第 3 項第一号において、規約の変更が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 7 第 3 項第二号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすときは、その専有部分を所得する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 8 第 3 項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。
- 9 総会においては、第 42 条第 1 項によりあらかじめ通知した事項についてのみ、決議することができる。

(理事会の会議及び議事)

第52条 理事会の会議は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができず、その議事は出席理事の過半数で決する。

2 議事録については、第49条（第4項を除く。）の規定を準用する。

(議決事項)

第53条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
- 二 規約の変更及び使用細則の制定又は変更に関する案
- 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する案
- 四 その他の総会提出議案
- 五 第17条に定める承諾又は不承諾
- 六 第64条に定める勧告又は指示等
- 七 事故その他の事由により、緊急に行う必要がある事項又は、緊急に行うことが極めて有効であると理事会が判断した事項。
- 八 総会から付託された事項

第7章 会 計

(会計年度)

第54条 管理組合の会計年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(管理組合の収入及び支出)

第55条 管理組合の会計における収入は、第25条に定める管理費等及び第29条に定める使用料によるものとし、その支出は第27条から第28条に定めるところにより諸費用に充当する。

(収支予算の作成及び変更)

第56条 理事長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 収支予算を変更しようとするときは、理事長は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計報告)

第57条 理事長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(管理費等の徴収)※H24.1.29一部改定

第58条 管理組合は、第25条に定める管理費等及び第29条に定める使用料について、組合員が各自開設する預貯金口座から自動振替の方法により第60条に定める口座に受け入れることとし、当月分は当月の6日までに一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。

2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、そ

理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。

- 2 法的措置を講じた場合、規約違反及び総会決議に背反した区分所有者等に対し裁判費用並びに弁護士費用等を請求することができる。

(理事長の勧告及び指示等)

第64条 区分所有者等が、法令、規約又は各使用細則に違反したとき、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経てその区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

2 区分所有者は、その同居人又はその所有する専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。

3 区分所有者がこの規約若しくは各使用細則に違反したとき、又は区分所有者若しくは区分所有者以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、理事長は、理事会の決議を経て、その差止め、排除若しくは原状回復のための必要な措置又は費用償還若しくは損害賠償の請求を行うことができる。

(合意管轄裁判所)

第65条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する地方（簡易）裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

2 第47条第八号に関する訴訟についても、前項と同様とする。

(行政機関及び近隣住民との協定の遵守)

第66条 区分所有者は、管理組合が本物件に係る容認事項内の協定及び行政機関又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。

(規約外事項)

第67条 規約及び各使用細則に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

2 規約、各使用細則又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

(規約原本)

第68条 この規約を証するため、規約承認時の理事長及び2名の区分所有者が記名押印した規約を1通作成し、これを規約原本とする。

2 規約原本は、理事長が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面による請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、規約原本の保管場所を掲示しなければならない。

ヨン（以下「管理会社」という。）に、セキュリティーサービスに関する業務を管理会社を通じて綜合警備保障株式会社に委託し管理会社は、区分所有法に定める管理者及び、この規約上の理事となり、この規約に理事会の決議を得ることを要する定めがある場合にもこれを要せず管理者及び理事の職務を執行することができるものとする。

（容認事項）

第8条 各区分所有者は当地区の町内会に任意で加入できるものとし、又、総会の決議において管理組合全体での加入もできるものとする。

- 2 本件建物の名称及び所在地を表すために、外壁等共用部分の一部に「アルカンシェル練馬」の館銘板等を設置すること。
- 3 本物件1階店舗部分は店舗、事務所等の商用施設として第三者に賃貸される予定になっていること。また、商用施設としての営業活動等により騒音、臭気等が発生する場合があること。
- 4 本物件北側に接して西武鉄道株式会社の西武池袋線が高架敷設されており、車両の運行等に伴い、また線路の保守点検作業により騒音等が発生すること。
- 5 本物件の電波障害に関する各種契約については、売主の地位を本物件管理組合が承継すること。また、施設の設置や既存施設、設備等への加入等を行った場合この施設等にかかる電気料、電柱共架料、道路専用料、各契約許可等の更新手続費用、施設利用料及びその他の修繕費用は管理組合の負担となること。
- 6 本物件にはB S・C S放送受信アンテナが設置されており、B S・C S放送の受信が可能であること。なお、電波の状況により、一部放送が受信できない場合があること。また、B S・C S放送を視聴する場合はN H K及び各事業会社と戸別に契約し、利用に際しては受信チューナー等の購入、加入料、視聴料等の別途負担があること。
- 7 本物件はケーブルテレビ（名称：株式会社ジェイコム東京）による一般テレビ放送を視聴する方式をとっており、売主と前記ケーブル会社との間で締結したケーブルテレビ加入契約を管理組合が承継していること。このため各区分所有者及び、その承継人は個々に前記加入契約を解除できること。なお、一般テレビ放送以外の放送を視聴するには個々にケーブルテレビ会社と加入契約を締結すること。（別途、費用の負担があること。）
- 8 水道、電気、ガス等の共用施設維持管理のため、当該事業者が共用部分及び付属施設ならびに敷地の一部に立ち入る場合があること。

別表第2 敷地及び建物共用部分等における専用使用部分の表示

区分 専用 使用部分	位 置	用 法	期 間	条 件	使 用 者
玄 関 扉 窓 枠 窓 ガラス	各区分建物に付属する玄関扉、窓枠、窓ガラス。	通常の玄関扉、窓枠、窓ガラス、としての用法。	区分所有権存続中。	無 償	当該区分建物の区分所有者。(賃借人等も含む)
メールボック ス	1 階	通常の郵便受として用法	同 上	同 上	同 上
宅配ボックス	1 階	別紙、使用細則に基づく用法。	同 上	同 上	同 上
バルコニー、 サービスバル コニー、ルー フバルコニー	各区分建物に直接するバルコニー、サービスバルコニー、ルーフバルコニー、ルーフバルコニー	通常のバルコニー、サービスバルコニー、ルーフバルコニーとしての用法。但し、建造物等を構築しないこと。避難の障害となる物を置かないこと。	同 上	同 上 但し、下記のルーフバルコニーについて は有償(月額) 801号室2,700円 802号室1,400	当該部分に直接する区分建物の区分所有者。(賃借人等も含む)
管理室	1 階	通常の管理室としての用法。	管理委託契約書による。	無 償	業務委託を受けた者。
空調用室外機置場		通常の空調用室外機置場としての用法。	区分所有権存続中。	同 上	
自転車置場	敷地内及び建 物内	通常の自転車置場としての用法。	区分所有権存続中。	同 上	当該区分建物の区分所有者。(賃借人等も含む)

別表第3 管理費・修繕積立金・修繕積立金基金及び共有持分表

タイプ	専有面積 (m ²)	管 理 費 (円)	修繕積立金 (円)	修繕積立金基金 (円)	共用持分 (1/139609)
A	54.92	13,800	3,300	198,000	5,492
B	54.85	13,700	3,200	192,000	5,485
B'	54.85	13,700	3,200	192,000	5,485
C	39.00	9,800	2,400	144,000	3,900
D	54.73	13,700	3,300	198,000	5,473
D'	54.73	13,700	3,300	198,000	5,473
E	45.53	10,900	2,600	156,000	4,553
F	54.92	13,800	3,300	198,000	5,492
店舗1	42.34	10,600	2,600	156,000	4,234
店舗2	33.24	8,300	2,000	120,000	3,324
非分譲	95.05	23,800	5,700	342,000	9,505

別記様式第1

平成 年 月 日

アルカンシエル練馬管理組合

理 事 長 殿

(届け出者) 氏 名

印

第三者使用に関する届出

この度、私の所有するアルカンシエル練馬 号室を次の通り第三者に使用させることになりましたので管理規約第12条に第3項の規程に基づきお届けします。

尚、管理規約第25条第1項に定められた管理費等並びに第29条に定められた使用料は第58条に定める方法に従い、私が全額管理組合に納入することを誓約します。

使用建物番号		使用者の入居 予 定 日	
使用者氏名			
区分所有者との 関係（当該項目 を○で囲む）	賃借人 その他	親 子 ()	兄弟姉妹 家 族 使用者
使 誓 用 約 者 事 の 項	当該 号室を使用するにあたり、管理規約・各使用細則・諸規制及び総会の決議を遵守することを誓約します。 平成 年 月 日 (居住者) 氏 名 印		
区分所有者の 連絡（転出）先	(住 所) (電話番号)		

別記様式第3

アルカンシェル練馬管理組合
理 事 長 殿

平成 年 月 日

(居住者)

アルカンシェル練馬
氏 名

号室
印

不 在 届

私は下記のとおり平成 年 月 日から平成 年 月 日まで不在にいたしますので、管理規約第12条第3項の規程により、その旨をお届けいたします。

記

1. 理由

2. 緊急連絡先

(1) 住 所

(2) 電 話

(3) 連絡先

3. その他の事項

別記様式第5

平成 年 月 日

アルカンシエル練馬管理組合

理事長 殿

(居住者)

アルカンシエル練馬

号室

氏名

印

店舗(事務所)使用に関する承認願

この度、私の所有するアルカンシエル練馬 号室を次のとおり店舗(事務所)として使用いたしたく、管理規約第12条第2項の規程に基づきお届けいたしますので承認をお願致します。

店舗(住戸)番号		事務所開始時・ 変更・廃止予定日	
店舗(事務所)の 内容			
始業時間			
終了時間			
使用者氏名			
区分所有者との 関係		自宅連絡先 TEL 事務所 TEL	
区分所有者の連絡先 ※使用者が区分所有 者本人以外の場合 記入			

承認書

上記届け出に関し、承認いたします。

平成 年 月 日

アルカンシエル練馬管理組合理事長 印

アルカンシエル練馬使用細則

(総則)

第1条 この細則は、アルカンシエル練馬管理組合規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき本物件に属する敷地、建物、付帯施設の使用並びに区分所有者の共同の利益を増進し良好な住環境を確保するため次のとおり使用細則を定めます。

(専有部分及び専用使用部分の使用)

第2条 区分所有者若しくは、その同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人並びに占有者（以下「組合員等」という。）は、専有部分及び専用使用部分の使用にあたり次の行為をしてはならない。

- 一 規約に定められた用途以外の用に供すること。
- 二 共用部分に影響をおよぼす変更をすること。
- 三 他の組合員等に迷惑または危険をおよぼす恐れのある動物を飼育すること。
(規約第20条第2項に基づくペットを除く。)
- 四 発火、引火、爆発等の恐れのある危険物、及び悪臭を発する不潔な物品、劇薬、火薬類の持込み、保管、製造をすること。
- 五 他の組合員等に迷惑をおよぼす雑音、高音を継続的に発すること。
- 六 テレビ、ラジオ、ステレオ、ピアノ等の音量を著しくあげること。
- 七 専用使用部分の外観、形状を変更すること。
- 八 構造体を損傷する恐れのある重量物を持込むこと。
- 九 体育用具等の重量物を室内で投げき、落下させること。
- 十 バルコニー、ルーフバルコニー、サービスバルコニー、ポーチ、テラス、アルコープに設置型物置等これらに類する建造物の構築または設置すること。
- 十一 窓、バルコニー等から物を投げ捨てる。
- 十二 玄関、バルコニー等に土砂を搬入すること。また、大量の水を流すこと。
- 十三 バルコニー等の手摺に寝具、敷物、洗濯物を干すこと。
- 十四 出窓を新設すること。
- 十五 窓ガラス、玄関扉等に文字等を書き込むこと。
- 十六 その他公序良俗に反する行為及び他の組合員等に迷惑、危害を及ぼす行為をすること。

(敷地及び共用部分の使用)

第3条 組合員等は、敷地及び共用部分を使用するにあたり次の行為をしてはならない。

- 一 立入り禁止場所及び危険な場所へ立入ること。
- 二 敷地又は建物の外周その他の共用部分、施設に看板、広告、標識等の工作物の築造設置をすること。但し、店舗1及び店舗2の看板広告については、第9条に規程する。
- 三 共用部分を不法に占有したり物品、塵芥等を放置すること。
- 四 敷地内通路での不法駐車並びに自転車を放置すること。
- 五 廊下、階段等の緊急時の避難通路となる場所へ私物を放置すること。

- 五 住戸部分の専有部分を事務所として使用していて、その業務内容を変更する場合。
(管理規約別記様式第6)
- 六 店舗部分の専有部分を店舗として使用する場合。(管理規約別記様式第5)
- 七 店舗部分の専有部分を店舗として使用していて、その業務内容を変更する場合。
(管理規約別記様式第6)

(注意事項)

- 第8条 組合員等は、次の事項について注意協力して共同生活を行わなければならない。
- 一 各戸においては必ず施錠又はドアチェーンを装備し、防犯に留意すること。
 - 二 各戸前廊下の清潔保持については、各自協力して行うこと。(特に出前の空容器は室内に置くこと。)
 - 三 木造家屋にくらべて気密性が高い為、結露しやすく、室内の換気には充分注意すること。
 - 四 バルコニー等の排水口にゴミが溜まると、強降雨時に雨水管が詰まり専有部分へ浸水して損害を招く原因となることがあるため各自が随時清掃をすること。
 - 五 キッチン、洗面室、トイレ等の溢水には充分注意すること。
 - 六 トイレは、水溶性以外の紙を使用しないこと。又、紙オムツ、オシメ、下着、生理用品などは絶対に流さないこと。
 - 七 階段は、出来るだけ騒音の発生しないように使用すること。
 - 八 自転車置場での車両の損傷、盗難については各自注意すること。

(看板広告等の設置)

- 第9条 店舗1及び店舗2は看板広告等について以下の内容を遵守し管理組合に届出をして設置することができる
- 一 店舗1及び店舗2の北側前面敷地内(各々専用使用できる範囲)であり、T看板・箱型看板・電飾看板で高さ2m以内及び大きさが80cm×80cm・巾30cm以内であり可動式のものであること。
 - 二 店舗1及び店舗2の北側前面敷地内にある既存の柱を利用する場合は、建物北側前面道路に看板本体及び看板の一部でも張り出すことの無い仕様であること。
尚、建物に直接取付できる場所はこの柱だけとする。
 - 三 二の場合において柱にボルト等にて固定した場合には退去時設置者は原状回復しなければならない。
 - 四 看板広告等の電源については各店舗の専有部分の電力を使用するものとし、共用部分の電力は使用しない。その場合専有部分から看板までの配線(コンセント)及び配管については店舗所有者もしくは店舗占有者にて保守管理すること。
 - 五 広告内容については店舗の営業上必要な内容に限定することとし、公序良俗に反する内容の記載されていないもの。
 - 六 店舗所有者及び店舗使用者は、設置看板等の保守管理について設備の劣化並びに暴風時等の設置看板の倒壊・漏電・剥れ・飛散に対して必要な措置を講じなければならない。また、管理会社よりこれらの恐れがある場合において改善指示等があった場合には速やかに対処しなければならない。
 - 七 管理組合に届け出る場合に最低限提出しなければならない書類

アルカンシエル練馬会計細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、アルカンシエル練馬管理組合規約（以下「規約」という。）第20条に基づき、会計処理に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 アルカンシエル練馬管理組合（以下「組合」という。）の会計に係わる事項は管理規約に定めるほか、この細則により処理するものとする。

(会計種目)

第3条 組合の会計は、次のとおり設定するものとする。

- 1 一般（管理費）会計
- 2 修繕積立金会計
- 3 総会で定められた特別会計

(会計処理の原則)

第4条 組合の会計は、各会計の経理状況を明らかにするため、公正妥当な会計処理の基準に従って行わなければならない。

- 2 前条の各会計間の受入、払出及び組合が保有する資産等の流用は、総会の決議を得なければならないものとする。

(会計担当理事の指定)

第5条 理事会は、理事の中から会計に係る責任者（以下「会計担当理事」という。）を指定しなければならないものとする。

(会計上の職務分担)

第6条 組合の業務を適正に運営するため、会計上の職務分担は次のとおりとする。

- 1 理事長は、収入及び支出を伴う契約の締結、承認を行う。
- 2 理事長は、収入及び支出を伴う承認事項の確認を行う。
- 3 会計担当理事は、以下の業務を行う
 - 一 予算案の作成
 - 二 予算執行状況の確認、調整
 - 三 収入支出に伴う契約、発注、支払に関する確認
 - 四 剰余金運用に関する企画
 - 五 決算に関する報告書の作成
- 4 その他の担当理事は、当該理事が担当する事項に関する契約についての企画、実行の確認を行う。
- 5 組合業務を委託されている者（以下「受託者」といいます。）は次の業務を行う。
 - 一 金銭出納業務
 - 二 日常経費の起案及び支払業務
 - 三 受託している収納、支払に関する会計業務
 - 四 組合会計業務の補助

(金銭出納)

第14条 金銭出納保管は、適正かつ確実に行うものとし、その残高は常に確認されねばならない。出納については次のとおり行うものとする。

- 一 組合会計業務を受託している会計の金銭出納は、業務を受託している者が行い所定の手続きにより報告を行う。
- 二 業務委託をしている会計支出は、受託者の預託金から支払うことを原則とする。
- 三 会計業務委託外の会計支出は、組合で管理する預貯金通帳から支払うこととする。
- 四 その他の会計の金銭出納は、会計担当理事が行う。

(仮払金)

第15条 組合運営における小口支払を円滑に行うために理事は仮払いを受けることができるものとする。

- 2 仮払いの限度額は、1回5万円以下とする。
- 3 仮払いは、正当な理由がない限り1ヶ月以内に支払いを証明する証拠書類を付して精算しなければならない。
- 4 仮払いは、決算期末までにすべて精算されていなければならない。

(預貯金の運営)

第16条 各会計の剩余金は、理事会の承認のもとに定期預金または有価証券等に運営するものとする。

第5章 予算

(予算編成)

第17条 会計の収入支出は、各会計別に予算化し編成しなければならない。

(予算編成基準)

第18条 予算編成は次の基準によるものとする。

一 一般（管理費）会計

規約第27条の規定に基づくもの（組合業務の運営、管理対象物の日常的な維持管理）

二 修繕積立金会計

規約第28条の規定に基づくもの（管理対象物の多額な補修、修繕等）

三 特別会計

総会において目的、範囲について定められたもの。

(予算の限定)

第19条 前条による各会計の支出予算編成にあたり、それぞれの収入原資は次のとおりとする。

一 一般（管理費）会計

管理費収入、各使用料収入、貯金利息収入、雑収入、総会において承認された収入等とする。

二 修繕積立金会計

修繕積立金収入、預貯金利息収入、雑収入、総会において承認された収入等とする。

三 特別会計

第8章 引継

(財務引継)

第29条 財務引継は次の場合に行うものとする。

- 一 理事会が交替するとき
- 二 理事長または会計担当理事が交替するとき

(監事の立合)

第30条 財務引継は、監事が立合わなければならぬ。

(引継書類)

第31条 財務引継は、決算報告における報告書一式と預貯金通帳、有価証券台帳、その他必要と認めた書類一式の諸表を添付するものとします。

(実査確認)

第32条 財務引継の際、次のものは実査のうえ確認しなければならない。

- 一 現金、預貯金
- 二 契約書
- 三 その他必要と認めたもの

(確認印)

第33条 貢務引継は、理事長、会計担当理事、監事が確認捺印しなければならぬ。

(会計書類の保存期間)

第34条 会計書類の保存期間は別表第1のとおりとする。

(定めなき事項)

第35条 本細則に定めなき事項については管理組合の総会の決議によるものとする。

(改 廃)

第36条 本規則の改廃は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

(附則)

第1条 この細則は管理規約の施行の日から施行するものとする。

アルカンシェル練馬自転車置場使用細則

(総 則)

第1条 アルカンシェル練馬管理組合（以下「管理組合」という。）は、アルカンシェル練馬管理規約（以下「管理規約」という。）第20条に基づき、対象物件内の自転車置場（以下「自転車置場」という。）を運営するため本細則を定める。

(区画数)

第2条 区画数は総計28区画とする。

(申込制限)

第3条 自転車置場を申込むことができる者はアルカンシェル練馬に現に居住する組合員又は占有者、若しくはその同居人に限るものとする。

2 使用申込み可能区画数は、原則として専有部分1戸につき1区画限りとする。

(使用申込み並びに使用許可の決定)

第4条 自転車置場使用の申込み並びに区画の使用を許可された者（以下「使用許可者」という。）の決定は、引渡開始時において、便宜上売主が指定する方法にて当初の使用許可者及び補充受付順位の決定ができるものとし、以降は次のとおり行うものとする。

一 使用許可者は一定の期間内に自転車置場使用申込書（別記様式第1）により、申込みのあった希望者の中から抽選の方法にて決定する。

二 前号により自転車置場の使用許可者が全て決定した後は、管理組合は補充申込みの受付を行い、使用許可者がその権利を放棄し、又は他の事由により許可が終了した場合には、管理組合にて補充受付順位に従って処理するものとする。

三 前号の補充申込みの受付は、まず第一号により使用を許可されなかった希望者に対し抽選等の方法で順位を決定し、以後は理事長又は理事長の指定する者が先着順の方法にて行うものとする。

(使用許可期間)

第5条 自転車置場の使用期間は、使用開始日の如何にかかわらず、毎年管理組合の会計年度末をもって終了するものとする。ただし、使用期間満了日の1ヶ月前までに管理組合又は使用許可者の双方より当該使用に関する許可の終了の申出がなく、かつ当該使用許可者が使用資格を有する限り、更に1年間当該使用期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(許可の終了)

第6条 自転車置場の使用許可者が自転車置場使用許可の終了を希望するときは、管理組合が別に定める自転車置場使用許可（予告）届（別記様式第2）を使用許可終了希望日1ヶ月前までに管理組合に提出するものとする。ただし、1ヶ月分の使用料を支払うことによって即時解約できるものとする。

(契約の解除)

第7条 使用許可者は、理由の各如何を問わず自転車置場を第三者に使用させ、又は自転車置場を使用する権利を他の組合員又は占有者及び第三者に譲渡する等の处分行為

- 五 施設器具及び他人の自転車車両等を破損・汚損したときは、直ちに管理組合に連絡し、その指示に従うこと。
- 六 自転車置場には第4条により使用を認められた自転車1台以外の他、いかなる物品も置かないこと。
- 七 自転車には必ず施錠すること。
- 八 自転車置場にはいかなる工作物・構築も行わないこと。
- 九 その他、管理組合において指示する事項。

(免責事項)

第15条 管理組合は天災地変、盜難、その他事由の如何を問わず、当該使用者がその車両につき蒙った損害の責を負わないものとする。

(遵守義務)

第16条 使用許可者及び使用者は、本細則の各条項を遵守しなければならない。
(解除)

第17条 管理組合は使用者が本細則の各条項に違反した場合には、何等の通知勧告を要しないで直ちに自転車置場使用許可を解除することができる。
(定めなき事項)

第18条 本細則に定めなき事項については、管理組合の総会の決議によるものとする。
(改廃)

第19条 本規則の改廃は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

附 則

(細則の施行)

第1条 本細則は管理規約の施行の日から施行する。
(経過措置)

第2条 本細則の定めにかかわらず、引渡開始時においては、便宜上売主が指定する方法にて当初の使用許可者及び補充受付順位の決定することができるものとする。

別記様式第2 (自転車置場使用細則第6条関係)

平成 年 月 日

アルカンシェル練馬管理組合

理 事 長 殿

(使用者)

アルカンシェル練馬 _____ 号室
氏 名 _____ 印

自転車置場使用許可書終了(予告)届

自転車置場使用の終了について、自転車置場使用細則第6条により届け出致します。

記

1. 使用区画 N o

2. 終了(予定)日 平成 年 月 日

した場合は当該居住者はその損害を賠償しなければならない。

(受取り代行の承認)

第9条 宅配ボックスは、居住者が不在時各種配達小荷物等を本人に代わって受取るためのものであり、居住者は業者が宅配ボックスに保管することにより、その受取りを代行させることをあらかじめ承認するものとする。

(事故による責任)

第10条 宅配ボックス内の保管品が盗難、破損等の損害を受けても、管理組合はその責任を負わないものとする。

(改 廃)

第11条 本規則の改廃は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

附 則

(細則の施行)

第1条 本細則は管理規約の施行の日から施行する。

らその問題の解決にあたること。

七 共用部分破損又は糞尿等で汚した場合は、自らの責任において修復又は清掃、消臭すること。

八 長期外出等の場合は本マンション内にペットを残置しないこと。

九 その他、誠意をもって清潔で快適な本マンションの住環境を損なわないよう努力を払うこと。

(規約の効力)

第5条 飼育者は、第2条第1項第一号に規程する猫又は犬を飼育しようとするときは、事前に理事長へ「ペット飼育承認書」(別記用紙式第1)に必要書類を添付して申請し、その書面による承諾を得なければならない。

2 前項の申請があった場合において理事長はその内容の審査を行った上、当該飼育者に対して「ペット飼育承認書」(別記様式第2)を発行するものとする。

3 飼育者が自己の都合により当該ペットの飼育を中止する場合には、理事長に書面により届け出るものとする。

(違反に対する処置)

第6条 理事長は居住者5名(1住戸1名とする。)以上の連名により、特定の飼育者に対するペット飼育の改善を求める申請を受けたときは、その申請に係る調査と公平な審議を行わなければならない。

2 理事長は前項の調査及び審議の結果、当該飼育者が著しく他の居住者に迷惑をかけていると判断した場合には、当該飼育者に対し警告又は指示もしくは勧告を行うことができる。

3 理事長は前項に定める判断の他、飼育者が本細則に定める事項に違反し、又は違反する恐れのあるときは、当該飼育者に対し警告又は指示もしくは勧告を行うことができる。

4 前二項の警告又は指示もしくは勧告によってもなお改善が認められないと判断したときは、当該ペットの飼育承認を取り消すことができるものとする。

5 理事長は、第1項の申請者の氏名を決して公表してはならない。

(損害賠償)

第7条 ペットの飼育に起因して共用部分に損害を与えたときは、当該飼育者は一切の責任を負い、その損害を賠償しなければならない

(確認書の提出)

第8条 各区分所有者は自己所有の専有部分の所有権を売買等により移転させる場合、本細則を新たな区分所有者に開示し遵守させるものとし、所有権移転時に確認書(別記様式第3)を管理組合に提出させなければならない。

(改 廃)

第9条 本規則の改廃は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければすることができない。

別記様式第1 (ペット飼育細則第5条第1項関係)

平成 年 月 日

アルカンシェル練馬管理組合

理事長 殿

申請人 アルカンシェル練馬 号室
氏名 _____ 印

ペット飼育承認申請書

私は、下記のペットを飼育いたしたく、ペット飼育細則第5条第1項の規程に基づき、必要書類を添付の上、下記の通り申請いたします。

尚、ペットの飼育にあたっては、法廷事項及び管理規約並びにペット飼育細則を遵守し、危害・迷惑をかけません。万一違反した場合は、ペット飼育を禁止されてもこれに従うことを誓います

[飼育するペット]

1. 種類 :		
2. 性別 :		
3. 生後年月数 :	年	ヶ月
4. 体長・体重 :	cm	kg
5. 色 :		

<必要添付書類(○印)>

- ① () 当該ペットの写真(L4判・1枚)
- ② () 保健所犬鑑札(写)
- ③ () 狂犬病予防注射済証(写)
- ④ () その他

※ 2匹飼育する場合には各々に対して「届出・誓約書」及び必要添付書類を提出すること。

別記様式第3 (ペット飼育細則第8条関係)

平成 年 月 日

アルカンシエル練馬管理組合
理 事 長 殿

アルカンシエル練馬 号室
住 所 _____
氏 名 _____ 印

住 所 _____
氏 名 _____ 印

確 認 書

私は、アルカンシエル練馬（以下「本マンション」という。）号室の購入に際し、下記事項について承認します。

[記]

1. 本マンション管理規約及び附属規程の「ペット飼育細則」に基づいて、本マンション内で猫又は犬等のペットが飼育されること。
2. 本確約書は管理規約第48条に定める合意書面となり、管理組合に引き継ぐこと。

以 上

第4条 乙は、前条第二号、第三号又は第四号の業務の全部又は一部を、第三者に再委託することができる。

2 乙が委託業務を第三者に再委託した場合においては、乙は、再委託した業務の適正な処理について、甲に対して、責任を負う。

(善管注意義務)

第5条 乙は、善良なる管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

2 乙は、甲の指示に基づいて行った業務及び乙の申出にかかわらず甲が承認しなかった事項に関しては、責任を負わないものとする。

(委託業務に要する費用の負担及び支払方法)

第6条 甲は、乙が委託業務を行うため必要とする一切の費用を負担するものとする。

2 甲は、前項の費用のうち、その負担方法が定額でかつ精算を伴わない費用（以下「定額管理費」という。）を、乙に対し、毎月、次のとおり支払うものとする。

一 定額管理費の額 月額196,300円（消費税別）

二 支払期間 每月末日までにその前月分を支払う。

三 日割計算 期間が一ヶ月に満たない場合は日割計算を行う。

3 第1項の費用のうち、定額管理費以外の費用の支払方法は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(費用の事前承認)

第7条 乙は、甲の事業年度開始前に、甲に対し、委託業務を行うために必要な費用の見積りを提出し、その承認を受けなければならない。

2 乙は、委託業務を行うために必要な費用が、前項の承認を受けた額を超えることとなるとき（超える額が少額である時を除く。）は、甲に対し、速やかに、その内容及びそれに要する費用の見積りを提示し、その承認を受けなければならない。

3 前2項にかかわらず、乙は、次の各項に掲げる業務については、甲の承認を受けないで実施することができる。この場合において、乙は、その業務の内容及びその実施に要した費用の額を、甲に通知しなければならない。

一 事故その他の事由により、緊急に行う必要がある業務又は緊急に行うことが極めて有効であると乙が判断した業務で、甲の承認を受ける時間的余裕がないもの

二 電気料金、水道料金、ガス料金その他の改定に伴う料金増額分の支出

三 前2項に掲げるもののほか、偶発的に生じた業務

(収支報告)

第8条 乙は、甲の事業年度終了後3ヶ月以内に、委託業務に係る収支決算書を作成し、甲に報告しなければならない。この場合において、定額管理費については、第7条第1項の費用の見積りにおける当該費用の額を決算額として計上するものとする。

2 甲は、必要がある時は、乙に対し、委託業務に係る収支状況に関し、報告を求めることができる。

3 前2項の場合において、甲は、乙に対し、委託業務の収支に係る関係書類の掲示を求めることができる。

(立替金の補填)

第9条 第7条第3項の措置に要した費用及びこれに準ずる費用で、乙が業務遂行上やむ

(専有部分への立入り)

第14条 乙は、委託業務を行うため必要があるときは、甲の組合員の専有部分又は専用使用部分に立ち入ることができる。

2 前項の場合において、乙はあらかじめその旨を当該組合員又は当該専有部分、若しくは当該専用使用部分の使用者に通知し、その承諾を得なければならない。ただし、防災等のため緊急を要するときはこの限りではない。

(管理規約の提供等)

第15条 乙は、宅地建物取引業者が、甲の組合員から、当該組合員が所有する専有部分の売却等の依頼をうけ、その媒介等の業務のために、管理規約の提供（発行費用2,000円、税別）及び修繕積立金の積立総額の明示並びに当該組合員の負担に係る管理費及び修繕積立金の月額の明示を要求してきたときは、甲に代って、これに応じるものとする。

2 前項の場合において、乙は、当該組合員に管理費等の未収納金があるときは、甲に代って、当該宅地建物取引業者に対し、その精算に必要な措置を求めるものとする。

(乙の使用者責任)

第16条 乙は、乙の従業員が、その業務の遂行に関し、甲又は甲の組合員に損害を及ぼしたときは、甲又は甲の組合員に対し、使用者としての責任を負う。

(免責事項)

第17条 乙は、甲又は甲の組合員が、次の各号に掲げる損害を受けたときは、その損害を賠償する責任を負わないものとする。

- 一 天変地異等不可抗力による損害
- 二 火災、盗難等の事故の発生による損害
- 三 乙が善良なる管理者の注意をもって委託業務を行ったにもかかわらず生じた諸設備の故障による損害
- 四 前各号に定めるもののほか、乙の責めに帰すことができない事由による損害

(契約の解除)

第18条 甲及び乙は、その相手方が、本契約に定められた義務の履行を怠った場合は、相当の期間を定めてその履行を催告し、相手方が当該期間内に、その義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 前項の解除を行った場合は、甲又は乙は、その相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

(本契約の有効期間)

第19条 本契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(契約の更新)

第20条 甲及び乙は、本契約の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、その相手方に對し、書面をもって、本契約の更新について申出るものとする。ただし、甲及び乙から申出がないときは、本契約は従前と同一の条件をもって更に1年更新されるものとする。更新された契約についてもまた同様とする。

2 本契約の更新について申出があった場合において、その有効期間が満了する日までに

別表 第1 事務管理業務

業務区分	業務内容	業務実施要領
1 出 納 業 務	(1)管理費、修繕積立金、使用料、その他甲の組合員が甲に支払うべき金銭（以下この表において「管理費等」という。）の収納及び保管 (2)委託業務に要する諸費用の支払 (3)帳簿等の管理 (4)未収納金の徴収	イ 委託業務開始の際、組合員別の1ヶ月当たりの管理費等の負担額一覧表を甲に提出すること。その額に変更があったときも同様とする。 ロ 每月の管理費等の支払方法については、各組合員が自己名義の口座を設け、その口座から自動振替により毎月6日までに当月分の管理費等を甲に支払う方法による。 ハ 管理費等の収納状況は、毎月甲に報告すること。 二 管理費等のうち修繕積立金については、百十四銀行新宿支店にアルカンシエル練馬管理組合理事長名義（又はアルカンシエル練馬管理組合管理代行株式会社エヌティーコーポレーション名義）の口座を設けて、保管すること。 ホ 管理費等のうち余剰資金については、必要に応じ、甲と協議のうえ定期預金等に振り替えること。 委託業務に要する諸経費及び甲の指示に基づく諸費用の支払いを行うこと。 管理組合の会計帳簿、請求書、領収書等を管理・保管すること。 イ 管理費等の組合員別の未収納状況は甲の請求により報告すること。 ロ 未納者に対して支払期限後2ヶ月の間、書面による通知、電話、自宅訪問、督促状の順により、その支払の督促を行うこと。これらの手続きによる督促にもかかわらず尚、未納金を支払わないものに対しては、甲の承認を得たうえ、その氏名を掲示すること。

業務区分	業務内容	業務実施要領
	(6)大規模修繕計画の立案補助	大規模修繕計画案を作成し、甲に提出すること。
管理	(7)総会、理事会の運営の補助	甲の総会及び理事会の開催に際し、必要となる資料の作成、案内の通知、開場の準備等甲の総会及び理事会の運営の補助を行うこと。
運営	(8)通知事項の伝達	組合員に対する甲又は公的機関からの通知事項の伝達を行うこと。
業務	(9)官公庁、分譲業者等の折衝	甲の業務に関し、消防署、水道局その他の官公庁若しくは町内会等又は分譲業者と折衝等を要することとなった場合、甲を代理し、その折衝等を行うこと。

別表 第3 清掃業務（日常・定期清掃）

日常清掃

業務場所（建物部分）	業務内容
1 エントランス	掃き清掃、（拭き清掃）
2 廊下	掃き清掃、（拭き清掃、ドレンゴミの除去）
3 階段	掃き清掃、（拭き清掃、ドレンゴミの除去）
4 屋上	排水溝、ドレンゴミの除去
5 エレベーター	掃き清掃、（拭き清掃）
6 メールコーナー	掃き清掃、（拭き清掃、ゴミ、チラシ拾い）
7 共用金物	（金属磨き）
8 共用天井	（すす払い）
9 ガラス	（拭き清掃）

業務場所（屋外部分）	業務内容
1 建物廻り	随時見回りゴミ拾い（掃き清掃）
2 植栽部分	随時見回りゴミ拾い（除草、散水）
3 駐車場	随時見回りゴミ拾い（掃き清掃）
4 自転車置場	随時見回りゴミ拾い（掃き清掃）
5 ゴミ置場	ゴミ収集日にあわせ、ゴミ出し（ポリ容器洗浄）

※（ ）内の業務内容は善良な管理者の立場から見て適正な時期に実施するものです。

定期清掃

業務場所（材質）	業務内容
1 エントラントホール （御影石）	1・適正洗剤を塗布し機械洗浄 2・適正保護材塗布後仕上げ
2 廊下、エレベータホール （長尺ノンスリップシート）	1・適正洗剤を塗布し機械洗浄 2・適正保護材塗布後仕上げ （材質により洗浄のみ）
3 階段、廊下 （防水モルタル）	1・適正洗剤を塗布し機械洗浄 2・水洗浄、水拭き

※その他、材質により仕様変更致します。

業務対象箇所	業務内容	
	定期的外観点検等	整備・修理及び法定点検等
5 給排水衛生設 (1)給水設備 給水管 増圧ポンプ 自動発停止装置 散水栓・止水栓 配水管(各戸専用管)	外観点検 外観作動点検 外観作動点検 外観作動点検	1回／年 1回／年 1回／年 1回／年 洗净 1回／2年
6 テレビ共聴設備 アンテナ 増幅器・分歧器	外観点検 外観点検	6回／年 6回／年
7 消防・防災設備 (1)自動火災報知器 受信器 感知器類 表示灯 電鈴 その他付属設備		法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検
(2)消火設備 消化器 加圧送水装置 屋内消火栓 連結送水管 その他付属設備		2回／年 2回／年 2回／年 2回／年 2回／年 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検
(3)誘導灯・誘導標識 非難口誘導灯 通路誘導灯 誘導標識		法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検 法定点検
(6)非常コンセント設備 さし込み接続器		2回／年 法定点検 2回／年

規約原本

部屋番号	氏名	承認印
理事長	高橋 壯	
401号	中村 政信	

アルカンシエル練馬
第4期定期総会議事録

第1号議案 第4期事業報告関連
第4期管理業務報告関連の件は出席者組合数の過半数を超えて承認された。

【承認数 15戸／出席組合員数 15戸】

第2号議案 第4期一般会計費、修繕積立金収支決算報告書承認の件
管理会社担当より第4期決算報告がなされたところ、出席者及び出席議決権をもって承認された。

尚、管理費等滞納督促として、長期滞納者については法的措置として東京簡易裁判所に少額訴訟の手続を行った旨報告があった。

【承認数 13戸／出席組合員数 15戸】

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご厚誼にあざかり、厚く御礼申し上げます。

さて、先般ご案内申し上げました通り第4期定期総会を開催致しましたので、その結果をご報告致します。

敬具

開催日	平成18年1月21日(土)	午前10:00～正午
場 所	練馬区厚生文化会館	1階 和室
	東京都練馬区練馬4-2-3	Tel03-3991-3080
議決権総数	27戸	
出席組合員数	15戸	(55.55%)
(内訳)		
出席者	4戸	
101、102、203号室	高橋 壮	
202号室	根本 秀彦	
議決権行使書	9戸	
委任状	2戸	

第3号議案 バイク置場使用細則施工に伴う有料化の件
管理会社担当よりバイク置場の使用細則について説明があった。議決権行使書にて反対意見がありましたが、本来、区分所有者全体の共用部分にバイク置場を便宜的に設置していましたが、床面の剥がれ等、バイクを駐車したことによる痛み等が出来きます。将来、その部分の修繕を行うに当って、管理組合にて費用を捻出するのですが、修繕費用の足しとして有料化が必要との見解になりました。

尚、議案書にて月額2000円の設定でしたが、金額を月額1000円の設定に直し有料化をすることで承認されました。

平成18年4月より有料化を実施致します。

【承認数 13戸／出席組合員数 15戸】

第4号議案 第5期予算案承認の件
管理会社担当より第5期予算案の報告がなされたところ、出席者及び出席議決権をもって承認された。

【承認数 15戸／出席組合員数 15戸】

(契約の解除)

第7条 使用許可者は、理由の各如何を問わずバイク置場を第三者に使用させ、又はバイク置場を使用する権利を他の組合員又は占有者及び第三者に譲渡又は貸与する等の処分行為を一切してはならない。

2 第4条に基づく使用希望者は、その受付順位を他の者に譲渡又は貸与する等の行為を一切してはならない。

(使用許可の消滅)

第8条 バイク置場の使用を許可されている組合員又は占有者、若しくはその同居人が、その使用する専有部分を他の組合員又は占有者及び第三者に譲渡又は貸与した場合には、当該バイク置場の使用許可は終了するものとする。

2 バイク置場の使用を許可されている組合員又は占有者、若しくはその同居人が、その使用する専有部分に居住しなくなった場合には当該バイク置場の使用許可は終了するものとする。

(使用の特例)

第9条 第4条の手続きにより使用許可者を決定した後において、なおバイク置場に空き区間のある場合には、管理組合は使用を希望する組合員又は占有者及びその同居人に対し、2区間目以降の使用を認めることができる。この場合使用の承認はその申込み順に与えられる。

(使用許可者)

第10条 バイク置場を使用することができる者（以下「使用許可者」という。）は、第4条の手続きによりバイク置場の使用を許可された組合員又は占有者及びその同居人とする。

(使用許可証の発行)

第11条 管理組合は使用許可者にバイク置場使用許可証の発行をするものとする。

(駐輪時間)

第12条 駐輪時間は1日24時間昼夜駐輪制とし、使用者は隨時所定の場所に駐車することができるものとする。

(使用料)

第13条 バイク置場使用料は、月額2,000円とする。

(使用料の変更)

第14条 施設の改善又は一般物価の変動などによりバイク置場使用料を変更する場合は、管理規約第46条により総会の決議を経てバイク置場使用料を変更することができる。

別記様式第1 「バイク置場使用細則第4条関係」

No_____

平成 年 月 日

バイク置場使用申込書

アルカンシエル練馬管理組合
理事長 殿

(使用者)

氏名_____号室_____印

バイク置場の使用について、下記の通り申込みいたします。

使 用 開 始 日

平 成 年 月 日

No_____

平成 年 月 日

バイク置場使用許可書

号室_____

殿

アルカンシエル練馬管理組合

理事長_____印

申込みのあったバイク置場の使用について、下記の通り許可いたします。

使用区画 No_____

使 用 開 始 日

平 成 年 月 日

- ① 使用の許可を受けているバイク以外はバイク置場におかないこと。
- ② バイク置場の使用に際しては、バイク置場使用細則、その他関連細則の規定を遵守すること。
- ③ 自転車及びバイク置場の使用については管理組合の指示に従うこと。

アルカンシェル練馬管理組合第10期定期総会議事録

平成24年2月3日
組合員各位
アルカンシェル練馬管理組合
理事長 高橋 壮
管理受託㈱エヌティーコーポレーション
担当 石川 共伸

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。さて先般ご案内申し上げましたとおり定期総会を開催致しましたので、その結果をご報告致します。
敬具
開催日：平成24年1月29日(日)午前10:00～11:30
開催場所：練馬文化センター集会室 3階洋室
(東京都練馬区練馬1-17-37)
出席者 高橋 壮(101・102・203) 上野 薫(402)
村松 一希(501) 吉澤 勉(604)
(敬称略)

議決権数(件) 出席 議決権行使 委任状 合計 総数 割合
議決権数(件) 6 11 4 21 27 77.7%
出席 議決権行使 委任状 合計 総数 割合
組合員数(名) 4 11 4 19 25 76.0%

第2号議案【第10期管理費等収支決算報告書承認の件】

(賛成21件 反対0件)

管理会社担当者より、第10期に行われた一般会計、修繕積立金收支決算報告について説明がありました。
審議の結果、賛成が出席議決権総数の過半数を超え、2号議案は承認されました。

第3号議案【長期未納者法的手段執行承認の件】

(賛成21件 反対0件)

管理会社担当者より、議案内容の説明、並びに直近の督促状況の報告がなされました。

返済が滞っている2名の内、1名は賃料相殺の確約書をご提出頂いた為、引き続き理事会で入金状況を確認して行くことと致しましたが、残り1名は残念ながら本総会までに何らの申し出も無く、入金もされていらない為、やむなく法的手段を進めることと致しました。
以上をもつて審議した結果、賛成が出席議決権総数の過半数を超えた。
3号議案は承認されました。

第4号議案【管理規約一部改定承認の件】

*組合員・議決権 各3/4以上

管理会社担当者より、議案内容の説明がなされました。
審議の結果、組合員数及び議決権割合とともに賛成が総数の3(75%)を超えた為、4号議案は承認されました。
本議事録と合せてお送りする別紙変更事項を各自所有の管理規約に追加・保存して下さい。

【承認有効議決数21件／27件】(77.77%)
【承認組合員数 19名／25名】(76.00%)

第5号議案【理事長等役員改選の件】

(賛成21件 反対0件)

一同慎重に協議の結果、下記のとおり決定致しました。

(第11期 アルカンシェル練馬管理組合)
理事長：高橋 壮(101・102・203) 理事：本多 雄二郎(603)
監事：吉澤 勉(604)
※当マンション役員は輪番制になっています。

「管理規約第58条（管理費等の徴収）一部改定について」

■第2項 改定

【改定前】

組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について年利18%の遅延損害金を加算して、その組合員に対して請求する。

【改定後】

組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について年利18%の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求する。

■第3項 改定

【改定前】

前項の遅延損害金は、第27条に定める費用に充当する。

【改定後】

前項の遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第27条に定める費用に充当する。

附則

この規則は、平成24年1月29日から効力を発する。

アルカンシエル練馬管理組合

理事長

印

アルカンシエル練馬管理組合 個人情報取扱に関する運用細則

(目的)

第1条 この細則は、アルカンシエル練馬管理組合（以下「管理組合」という。）が管理運営に関し取得した個人情報の適正な取り扱いについて定める。

(利用目的の特定)

第2条 管理組合が取得する個人情報は、次の各号に掲げる目的のために利用するものとし、他の目的に供してはならない。ただし、法令に基づく場合、人の生命、財産を守る場合はこの限りではない。

- 一 管理組合の総会、理事会への通知、議事録の配布
- 二 管理規約に定める管理業務の遂行に必要な案内、連絡、通知
- 三 管理業者と委託契約を締結した場合に委託する場合
- 四 その他理事会が管理運営に必要と判断した場合

(取得する個人情報)

第3条 管理組合が取得する個人情報は次の各号に掲げるものとする。

- 一 区分所有者の部屋番号、氏名、住所、連絡先及び緊急連絡先
- 二 マンションに居住する入居者の部屋番号、氏名、住所、連絡先及び緊急連絡先
- 三 上記の同居人の氏名、住所、連絡先及び緊急連絡先

(名簿の作成)

第4条 理事長は、前条により取得した情報をもとに名簿を作成、更新する他、更新の必要性を判断した場合は調査し更新する事ができる。

(名簿の管理、保管)

第5条 名簿は原則として理事長が管理、保管する。

(名簿の閲覧)

第6条 区分所有者は又は利害関係人はその理由を付した書面により名簿の閲覧を請求することができる。

2 理事長は前項の閲覧請求より名簿を閲覧させた場合は、全区分所有者に対して、閲覧請求者の住所、氏名、閲覧の目的及び閲覧した旨を通知しなければならない。

3 理事長は第1項の閲覧請求があった場合は、相当な理由がない場合は閲覧請求を拒否することはできない。

(閲覧者の守秘義務)

第7条 前条により名簿を閲覧した閲覧者は、閲覧情報について閲覧の目的以外にこれを利用してはならない。

(管理会社への委託)

第8条 管理組合が、管理会社と委託契約を締結した場合は、本細則により管理組合および理事長が行う業務を管理会社に委託しなければならない。

2 前項により管理会社に業務を委託した場合は、理事長は第4条、第5条、第6条の業務を行うことはできない。

3 理事長は、管理会社に業務を委託した場合は、その個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けたものに対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(規約外事項)

第9条 使用細則等に定めのない事項については、規約、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

2 規約、使用細則等又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

(規約の発効)

第10条 この細則は、2018年2月1日から効力を発する。

2018年1月18日

組合員各位

アルカンシエル練馬管理組合
理事長 根本 秀彦
管理受託(株)エヌイーコーポレーション
担当 佐々木・守田

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は管理組合の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。さて先日ご案内申し上げましたとおりアルカンシエル練馬管理組合第16期定期総会を開催致しましたので、その結果をご報告致します。
敬具

アルカンシエル練馬管理組合 **第16期定期総会議事録**

1. 開催日時：2018年1月17日（水）午後7：00～午後8：00
2. 開催場所：練馬文化センター 3階 集会室（洋室）
(東京都練馬区練馬1-17-37)
3. 出席状況

	出席	議決権行使	委任状	合計	総数	割合
議決権数(個)	3	7	11	21	27	77.78%
	出席	議決権行使	委任状	合計	総数	割合
組合員数(名)	3	7	9	19	25	76.00%

出者者:根本 秀彦、片平 朋久、野毛 倫敦（敬称略）

午後7時00分、マンション管理規約の第41条5項に則り、理事長を議長に選出し定刻通り開会した。

議決権の確認

出席者、書面行使書及び委任状の総数が議決権総数の半数以上となり、総会が有効に成立することを確認した。

議案審議

第1号議案 第16期収支決算及び事業報告 賛成21個 反対0個

管理会社担当者より収支決算及び事業報告について説明があった。審議の結果、本議案は承認された。

第2号議案 個人情報の取り扱いに関する運用細則制定の件

賛成21個 反対0個

個人情報の取り扱いに関する運用細則制定の件について説明があった。審議の結果、本議案は承認された。

第3号議案 民泊の禁止の件 賛成21個 反対0個

民泊の禁止の件について説明があった。審議の結果、本議案は承認された。従って、管理組合としては当マンションでの民泊行為は禁止とする方針となつた。

第4号議案 民泊の禁止に伴う管理規約の変更の件

賛成21個(19人)反対0個(0人)→可決

本議案については特別決議であるが、成立要件としての議決権及び組合員総数の4分の3以上(※議決権総数27個、組合員総数25人)を満たしたため承認された。

よって管理規約第4章 用法の[専有部分の用途]は以下のように変更となった。
(※4項から6項が追加)

(専有部分の用途)

- 第12条 住戸部分の区分所有者は、その専有部分を専ら住居又は事務所として使用するものとし、又、店舗部分の区分所有者は、その専有部分を専ら店舗として使用するものとし、他の用途に供してはならない。
- 2 店舗部分の区分所有者及び占有者、若しくは住戸部分の区分所有者及び占有者が、専有部分を事務所として使用する場合は、その業務内容を所定の書面により、管理組合に届出をしなければならない。又当該店舗及び事務所は公序良俗に反する物品等の販売・斡旋、もしくはそれらの行為の機会の提供を業とする用途、風俗営業(キャバレー・ダンスホール・ナイトクラブ等の遊技場、消費者金融業、政治団体、宗教団体、暴力団体及び危険物・汚物を取り扱う営業、悪臭・騒音・煤煙を発する物品を取り扱う営業など、他の区分所有者又は占有者及び近隣住民に迷惑を及ぼす恐れのある用途に供してはならない。なお、管理組合が設立されるまでは売主がその届出を受理し、管理組合設立後は売主が受理した届出の内容を管理組合が継承するものとする。
- 3 区分所有者が、その所有する専有部分を第三者に譲渡、貸与、又は長期不在しようとするとき及び業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ管理組合に書面により届出なければならない。
- 4 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って當む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。また、専有部分の民泊を目的とした修繕、模様替えを行ってはならない。
- 5 管理者は、専有部分が本条で禁止する目的で使用されているかどうかの事実を確認するため、隨時区分所有者に対し、利用状況を口頭又は書面で照会することができる。
- 6 管理者は、専有部分が本条で禁止する目的で使用されていることを発見し、かつ、その情報が正確であると判断するに十分である場合(インターネット等の広告に記載されている場合、多数の居住者から頻繁に通報を受けた場合など)は当該専有部の区分所有者に対し、専有部分の立入調査の請求、専有部分の使用禁止その他の是正を求めることができる。

第5号議案 管理費等長期滞納者法的手段執行承認の件 賛成21個 反対0個

管理費等長期滞納者法的手段執行について説明があった。審議の結果、本議案は承認された。これまで管理費等の長期滞納が発生している所有者に電話や郵送物での督促を行ってきたが、管理会社からの連絡に応じない所有者に対して今後法律事務所に依頼をし、法的手段を執行する運びとなった。

第6号議案 第17期収支予算及び事業計画承認の件 賛成21個 反対0個

収支予算及び事業計画について説明があった。審議の結果、本議案は承認された。

第7号議案 第17期役員の選任 賛成21個 反対0個

第17期の管理組合役員選出は以下のように承認された。

理事長：片平 朋久 副理事長：野毛 倫敦
理事：渡邊 佳樹 理事：藤本 とき子
監事：根本 秀彦（敬称略）

第8号議案 管理委託契約の締結 賛成21個 反対0個

管理委託契約の内容について説明があり、審議の結果、本議案は承認された。

その他

- ・マンションの居住者で粗大ゴミを不法に投棄している方がいるのでこれまで以上に貼紙などの注意喚起を行う事となった。
- ・宅配ボックスにおいて長期的な預かり物の放置が散見されるため、貼紙での告知を行った上で、2週間以上放置されている荷物に関しては管理室にて保管する事となった。

以上、全ての審議を終え、午後8時00分閉会した。

総会の議事の経過及び要領ならびに結果が正確であることを証するため議長及び議事録署名人はこれに署名押印する。

2018年2月27日

議長 根本秀彦 

議事録署名人 片平朋久 

議事録署名人 野毛倫敦 